

神戸市消防用設備等技術基準改正案 新旧対照表

P	改正前	改正後
89	<p>第10 二方向避難</p> <p>4 適用の特例</p> <p>政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物で、高齢者専用、身体障害者専用の部分を除き、次のいずれかに該当する場合は、条例の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 2階建てで、政令第21条の規定又はその例により自動火災報知設備又は「<u>住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成18年5月30日消防庁告示第19号)</u>」に定める住戸用自動火災報知設備が設置されたもの</p> <p>(2) 延べ面積が150㎡未満で、<u>屋外階段</u>が設置されたもの</p>	<p>第10 二方向避難</p> <p>4 適用の特例</p> <p>政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物で、高齢者専用、身体障害者専用の部分を除き、次のいずれかに該当する場合は、条例の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 2階建てで、政令第21条の規定又はその例により自動火災報知設備_____が設置されたもの</p> <p>(2) 2階建てで、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)並びに同省令に基づく「<u>特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件</u>」(平成17年消防庁告示第2号)、「<u>特定共同住宅等の構造類型を定める件</u>」(平成17年消防庁告示第3号)「<u>共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準</u>」(平成18年消防庁告示第18号)及び「<u>住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準</u>」(平成18年消防庁告示第19号)の規定又はその例により共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備が設置されたもの</p> <p>(3) 延べ面積が150㎡未満で、<u>屋外の階段</u>が設置されたもの(避難階以外の階に存するすべての住戸が当該屋外の階段を利用できる構造に限る。)</p> <p>(4) その他防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断し、<u>避難上条例第49条第2項と同等であると消防長が認めるもの</u></p>